

# 《記入例》

注1) サイズはA4判とします。  
2) フォントタイプ、サイズの指定はありません。



## TDB電子認証サービスTypeA 商工会議所会員非会員確認票

商工会議所会員企業様に対して「TDB 電子認証サービス TypeA」(IC カードタイプ電子証明書)を以下の特別料金にてご提供いたします。

**本確認票の下記「必要項目記入欄」にご記入のうえ、『商工会議所会員であることが判別できる書類のコピー（以下、「会員判別書類」）』とともに利用申込書類一式に同封してください。**

- 本確認票及び会員判別書類コピーが同封されていない場合は、特別料金が適用されませんので、ご注意ください。
- 本確認票と併せて、「会員判別書類コピー」を必ず添付してください。なお、本確認票の「商工会議所確認印」欄に所属商工会議所の印が捺印されている場合は、「会員判別書類コピー」のご提出は不要です。
- 本確認票は申込名義人お一人様につき1枚ご提出ください。本確認票が複数必要な場合はコピーしてご利用ください。  
(なお、お一人で複数回お申込みされる場合は、お申込み毎に当案内用紙の同封が必要です)
- その他申込方法詳細につきましては、弊社ホームページ(<http://www.tdb.co.jp/typeA/>)をご参照ください。

### TDB電子認証サービスTypeAとは？

TDB電子認証サービスTypeAは、国土交通省や多くの自治体が採用している「電子入札コアシステム」に対応した電子証明書(ICカード)を発行するサービスです。また、一部省庁の電子申請や「国税電子申告・納税システム(e-Tax)」、「地方税ポータルシステム(eLTAX)」、さらには民間企業間の「電子契約」や「e文書法」にもご利用いただくことができます。

### 商工会議所 会員企業様向け特別販売内容

通常本体価格より2,000円引き(1枚あたり)にてご提供！

有効期間	2年		3年		4年		5年	
	通常料金	特別料金	通常料金	特別料金	通常料金	特別料金	通常料金	特別料金
約2年1ヶ月(760日)			約3年1ヶ月(1,125日)		約4年1ヶ月(1,490日)		約4年10ヶ月(1,765日)	
1枚目料金	28,000	26,000	33,000	31,000	42,000	40,000	48,000	46,000
2枚目以降料金/枚	26,000	24,000	30,000	28,000	38,000	36,000	43,000	41,000
10枚以上 同時申込料金/枚	20,000	18,000	28,000	26,000	36,000	34,000	41,000	39,000

※上記料金は、ICカード1枚あたりの税抜金額です。

### 会員判別書類とは？

会員判別書類とは、『所属先の商工会議所から交付される『商工会議所の会員であることが判別できる書類』(『会員番号』『所属先商工会議所名』などが記載されているもの)のことです。主な判別書類として、「会員証」「会員カード」直近の「会費払込票」などが挙げられます。(その他該当書類につきましては、別紙をご参照ください。)

### 【利用申込者記入箇所】

《必要項目記入欄》 下記全ての項目を必ずご記入ください

本割引票適用期限は2017年3月末までです。

貴社名	日商商事株式会社			
貴社所在地	〒105-0012 東京都港区芝大門1-1-30			
利用申込書受付番号(※)	2	0	1	
所属商工会議所名	日本			
会員非会員種別 (いずれかに○を付けてください)	○ 会員である		非会員である	
商工会議所記入欄(番号4桁)	9	9	0	1

※利用申込書受付番号：TDB ホームページで申込情報を入力後印刷した『TDB 電子証明書 TypeA 利用申込書』の左上に記載される11桁の数字です。

本確認票の有効期限は2017年3月末までです。



■申込書  
電子証  
TEI

### 【商工会議所記入箇所】

貴所の商工会議所コード(4桁)をあらかじめ記入・印字して配布してください。


※本確認票にご記入いただいた情報は

別紙：会員判別書類一覧

1	会員証
2	会員カード
3	チェンバーズカード
4	直近の会費払込票

※ 上記を含め会員判別書類がお手元に無い場合は、以下の欄に必要事項を記入のうえ、所属する商工会議所の確認印を捺印したものを会員判別書類として同封してください。

以下の企業は当所の会員であることを確認しました。

社名	<u>日商商事株式会社</u>	商工会議所確認印  
所在地	<u>〒105-0012</u> <u>東京都港区芝大門1-1-30</u>	
所属商工会議所名	<u>日本</u>	

【利用申込者記入箇所】

【商工会議所記入箇所】

- ・商工会議所名入りの印を押印  
※あらかじめ押印しておくことも可
- ・会議所の印鑑と判別できれば、ゴム印などでも可